

新型コロナウイルスへの対応について

(高知市障害児通所人員運営基準等取扱い・令和4年2月1日時点)

新型コロナウイルスについては、厚生労働省の各通知等を基にご対応いただいておりますが、人員運営基準等の取扱いについてお問い合わせをいただきましたので、下記のとおりお知らせいたします。(本取扱いは現時点における内容です。今後、新たな通知や指示等があった場合は取扱いを変更することがあります。随時更新。)

※【支給決定市町村】の記載のある項目について、高知市以外の支給決定者の場合は、各市町村へ取扱いを問合せ下さい。

No	項目	高知市取扱い	参照
1	学校の臨時休業に関連して、放課後等デイサービス・児童発達支援事業の開所はどのように対応したらよいか。	<p>感染の予防に留意したうえで、原則として開所していただくようお願いいたします。</p> <p>また、開所時間については可能な限り長時間とするなどの対応をお願いいたします。</p>	<p>【令和2年2月27日付】</p> <p>「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」</p>
2	事業所として閉所の判断をしてもよいか。	<p>感染の予防に留意したうえで、原則として開所していただくようお願いいたします。</p> <p>ただし、職員の確保ができない、感染予防が十分にできない等のやむを得ない場合は閉所としていただいてもかまいません。なお、その場合の利用希望者につきましては相談支援事業所等と連携し可能な限り利用先の調整をお願いいたします。</p> <p>最終的に各事業所において調整が困難な場合は、保護者等に対して各学校（但し、国立及び高知市立の小中学校の場合のみ。県立特別支援学校については、現在各学校において個々の児童生徒について休業中の対応について調査、調整中とのことです。）にその旨を伝えるようご案内をお願いいたします。【支給決定市町村】</p> <p>また、閉所の判断をする場合は、必ず事前に「事業所名」「休業期間」を指定権者及び支給決定市町村に連絡してください。</p>	
3	開所を決定した際の留意する点はあるか。	<p>【職員】</p> <p>出勤前に各自で体温を計測し、発熱(37.5℃以上の発熱をいう。以下同じ。)やその他症状が認められる場合は、出勤を行わない取扱いとします。</p> <p>【児童】</p> <p>児童の受入れに当たっては送迎前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱やその他症状が認められる場合には利用を断る取扱いとします。</p> <p>過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとします。</p> <p>また、発熱により利用者の利用を断った場合は、事業所から相談支援事業所に情報提供を行い、状況把握に努めていただくようお願い</p>	<p>【令和2年2月24日付】</p> <p>「社会福祉施設等（入所施設・居宅系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」</p> <p>【令和2年3月11日付】</p> <p>「社会福祉施設等における新型コロナ</p>

		<p>します。</p> <p><u>なお、事業所内は集団となりますので、受入れにあたりましては、事業所において国通知等を踏まえた、出来る限りの感染症対策を行っていただきたいと思いますが、感染リスクを完全除去することは困難であると考えられますので、こういった状況を踏まえた上で</u> <u>の利用となることについて保護者等に対しご説明をお願いします。</u> <u>(事業所の感染症対策の状況に変化がある場合は、随時保護者等に説明をお願いします。)</u></p>	<p>ナウイルスへの対応について（令和2年3月11日現在）」</p> <p>【令和2年2月28日付】</p> <p>リーフレット「<u>介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために</u>」</p>
4	<p>事業所の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発症した場合等の対応はどうか。</p>	<p>事業所から利用者等に対して、治癒するまでの間、利用を避けるよう本人または家族に要請してください。</p> <p>また、感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力をお願いします。</p> <p>支給決定市町村へもご連絡をお願いします。</p>	<p>【令和2年2月18日付】</p> <p>「社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応について」</p>
5	<p>基本報酬について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の臨時休業に伴う、サービス提供時の基本報酬単価はどうか。 ・臨時休業時の受け入れについて、事業所で休業日と同様の時間帯の提供時間ではなく、通常の授業終了後の提供時間でサービス提供を行った場合は基本報酬単価はどうか。 	<p>基本報酬については、「休業日」の報酬単価を採用することとします。</p> <p>なお、学校ごとに臨時休業日が異なりますので、実際に利用者の通う学校の扱いにより、報酬単価が休業日、授業終了後のどちらかを判断してください。ただし、6日以降の高知市立特別支援学校については、「休業日」の報酬単価を採用することとします。</p> <p>左記の場合であっても、臨時休業に伴う事業所利用の児童については「休業日」の報酬単価を採用することとします。</p> <p>ただし、休業日の基本報酬は1日分の体制を評価している報酬となっていることから、出来る限り早めに休業日の体制を整えるように努めてください。</p> <p>なお、臨時休業の初期については職員配置や利用に係る調整を行う必要があると考えられることから、この場合の開所時間が6時間未満の場合に適用される開所時間減算については、3月8日までは適用しない取扱いとします。</p> <p>3月9日以降については、少なくとも令和2年度の学校の開始までの間は、開所時間減算を適用しない取扱いとします。</p>	
6	<p>定員超過にかかる減算はあるか。</p>	<p>定員超過利用減算は適用しない取扱いとします。</p> <p>なお、<u>利用者等の安全を確保のうえ</u>、定員を超える児童を受け入れ</p>	<p>【令和2年2月20日付】</p>

		<p>る場合であっても、以下の事項について留意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定員以上の児童を受け入れることが出来る一定の体制が整えられていること。 ・1日の定員超過は定員の150%を目安とします。 <p>なお、150%を超える利用見込みがある場合は、他の事業所や学校との調整等を行っていただくようお願いします。</p> <p>ただし、それでも都合がつかない場合は、利用者等の安全を確保のうえ、受け入れを判断していただいてかまいません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、最終的に各事業所において受け入れ、調整が困難な場合は、保護者等に対して各学校（但し、国立及び高知市立の小中学校の場合のみ。県立特別支援学校については、現在各学校において個々の児童生徒について休業中の対応について調査、調整中とのことです。）にその旨を伝えるようご案内をお願いします。【支給決定市町村】 	<p>「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第2報）」</p>
7	<p>人員を満たさない場合はどうなるか。</p>	<p>人員欠如による減額措置は適用しない取扱いとします。</p> <p>そのうえで、利用者等の安全確保をお願いします。</p> <p>なお、看護職員については、不在であっても他の医療機関や事業所等の看護職員と緊密な連携を図る等の対応を図るように努めてください。</p> <p>加算については、当面の間、今般の緊急措置前に算定できていた加算・減算については、引き続き、加算・減算を行うものとします。</p> <p>ただし、実績に基づき算定できる「送迎加算」や「食事提供加算」等については実績がない場合は基本的に算定できません。</p>	
8	<p>サービスの事業所の設置地域で感染が確認されており、職員や利用者感染する恐れがある場合等について、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして特例的に報酬の対象とするところがあるが、どのようなものか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症を予防するための欠席希望などにより、事業所が居宅への訪問、音声通話、Skype等の方法によって、児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬算定可能とします。</p> <p>なお、報酬算定を行う場合は、そうした健康管理や相談支援を行うことによりサービス利用とみなされ、利用者負担が発生することについて、あらかじめ保護者への説明と承諾書（事後可）の提出をしてもらってください。※承諾書は別紙参照。</p> <p>ただし、単なる欠席連絡（その後の支援については保護者より「不要」との意向がある場合）については、サービスの提供とはみなされません。</p> <p>また、居宅等においての健康管理や相談支援のために支給決定量を増やすことは想定していませんが、特段の理由がある場合は個別にご相談ください。</p>	<p>【令和2年2月28日付】</p> <p>「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について（その3）」</p>

		<p>【具体的な手続き等】</p> <p>①事業所から保護者等へ特例的提供（承諾書内容含む）について電話等で説明</p> <p>②保護者等の口頭承諾があれば、利用者の状況、支援内容、算定の開始日・終了予定日などを高知市障がい福祉課（基幹担当）へ連絡</p> <p>③高知市から保護者等へ確認連絡</p> <p>④高知市から事業所へ連絡</p> <p>⑤事業所から保護者等へ承諾書依頼（郵送等）</p> <p>⑥事業所から高知市へ承諾書（写）提出</p> <p>※日々の提供記録には具体的な支援内容を記載して下さい。</p> <p>※請求時には、実績記録票の備考欄に「特例的提供（訪問）」又は「特例的提供（電話等）」と記載をお願いします。</p> <p>【具体的なサービス内容の例】</p> <p>障害児とその保護者が安心して自宅にとどまっていたり、保護者の理解を得つつ、以下の例を参考に、個々の状況に応じた支援を実施していただきたいと考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅で問題が生じていないかどうかの確認 ・ 児童の健康管理 ・ 普段の通所では出来ない、保護者や児童との個別のやりとりの実施 ・ 今般の状況が落ち着いた後、スムーズに通所を再開できるようなサポート <p style="text-align: right;">【支給決定市町村】</p>	
<p>9</p>	<p>延長支援加算について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の受け入れに伴い、通常は延長支援加算の対象でない児童が延長利用をした場合、障害児支援利用計画への記載は必要か。 ・ 延長加算の届出を行っていない事業所であっても、今回の対応に伴い延長利用をした場合は加算の算定はできるか。 	<p>加算を算定する場合は、原則として、延長支援が必要なやむを得ない理由を障害児支援利用計画に記載されている必要がありますが、これまで延長支援加算の対象でない児童については、事業所の個別支援計画に新型コロナウイルス対応により延長が必要な旨を追記し、日々の提供記録にも記載（「コロナ対応で延長加算算定」等）することで算定可能との取扱いとします。</p> <p>延長加算届を提出していない事業所についても、届出があれば、届出日から加算を適用することとします。</p> <p>また、本来延長支援加算は運営規程に定められている営業時間が8時間以上の場合に算定できるものですが、運営規程に定められている営業時間が8時間未満の場合であっても、今回の臨時休業の期間に限り、実際の営業時間が8時間以上となっている事業所は延長支援加算を取得することができることとします。</p>	

		<p>その際には、今回の臨時休業の期間に限って営業時間を8時間以上とすることを説明する文書とあわせて、加算届の提出をお願いします。</p>	
10	<p>営業日、営業時間、サービス提供時間の変更は可能か。また、届出は必要か。</p> <p>職員が同一法人内の別事業所へ出勤したり、新たな職員を雇用して支援を行う場合、届出は必要か。</p>	<p>新型コロナウイルスの対応として、柔軟に営業していただいてもかまいませんが、変更となる場合は随時指定権者までご連絡ください。</p> <p>その際についての運営規程の改正及び届出は不要ですが、利用者や保護者等に確実に周知し、後日どのような対応を行ったのか確認が出来るように書類等を整えておいてください。</p> <p>なお、従業者の労働法規等の遵守をお願いします。ただし、別途要件に該当する場合は、労働基準監督署長の許可又は届出により対応可能な対象になり得るため、都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。</p> <p>一時的なものであれば、記録を行うことで、届出は不要とします。</p>	<p>【令和2年3月17日付】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大による影響を踏まえた社会福祉施設等を運営する中小企業・小規模事業者への対応について（周知）</p>
11	<p>サービスの支給量が不足している場合の手続きについて。</p>	<p>サービスを増やすための支給申請・障害児支援利用計画案（またはセルフプラン）の提出が必要です。相談支援事業所や障害者相談センターにお問い合わせください。</p> <p>なお、相談支援事業所に対しては、接触を回避するよう、郵送によるやり取りも可能と周知していますので、受給者証の発行が遅滞する可能性もあります。したがって、月遅れ請求になる場合がありますことをご了承ください。</p> <p style="text-align: right;">【支給決定市町村】</p>	
12	<p>高知市立小学校が臨時休業期間中に実施する「児童の居場所」と放課後等デイの関係についてはどうなるか。</p>	<p>家庭の状況からやむを得ない特別な事情がある場合は、「児童の居場所」と放課後等デイサービスの同一日併用利用は可能です。その場合についても基本報酬は「休業日」の報酬単価を採用することとします。</p> <p style="text-align: right;">【支給決定市町村】</p>	
13	<p>1日のうちに午前、午後と別々の事業所を利用した場合、請求はどうなるのか。</p>	<p>やむを得ないと認められる場合は、1日に2か所の事業所を利用することを可能とします。</p> <p>なお、その場合は、あらかじめ事業所間で調整し、請求を行う事業所はどちらか1か所のみとしてください。</p> <p>事業所間の調整に当たっては、上限額管理事業所において利用者の利用状況を把握していただく等、重複請求が生じないようにお願いします。</p>	

		<p>なお、事業所間の協議により、いずれか1か所の事業所に支払われた報酬について、事業所間の協議により按分等の方法で分配していただくことは可能です。</p> <p style="text-align: right;">【支給決定市町村】</p>	
14	<p>保育所等訪問支援について、訪問先の事業が休業している場合は、例えば居宅等を訪問することにより報酬を算定することが可能か。</p>	<p>訪問先の事業が休業しており、訪問が出来ない場合には、従前より、保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前月の利用回数を限度として、居宅等において健康管理や相談支援の出来る限りの支援の提供を行った場合には、報酬を算定してもかまいません。</p> <p>なお、居宅等において支援を行うこともサービス利用とみなされ、利用者負担が発生することについて、あらかじめ保護者等への説明をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【支給決定市町村】</p>	
15	<p>熱があるなど、体調が悪い児童について、受入れしないことができるか。また、医療的ケア等、感染症のリスクが高い児童について、受入れ体制が整っていないことを理由に受入れしないことができるか。そのいずれでもないが、受入れのための職員体制が整っていないと考えられる場合はどうか。</p>	<p>「社会福祉施設等（入所・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日事務連絡）」においてお示ししているとおり、風邪の症状や37.5度以上の発熱、その他強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）などの新型コロナウイルス感染症のおそれがある症状がある児童については、受入れをお断りしていただきますようお願いします。</p> <p>それ以外の場合については、原則受入れいただきたいと考えますが、利用者等の安全確保ができないおそれがあると事業所が判断した場合は、やむを得ず受入れをお断りすることもあり得ると考えます。</p>	
16	<p>家庭連携加算について、居宅等への訪問を保護者から断られ、書類郵送による支援等を求められた場合、報酬を算定することは可能か。</p>	<p>個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、相談援助等を行う予定であった場合で、訪問を拒否され、資料送付や電話での相談援助等を依頼された場合には、報酬を算定してもかまいません。なお、資料送付や電話等による相談支援を行った場合でも加算を算定することについて保護者に周知してください。また、請求する際には以下の点に注意をしてください。</p> <p style="text-align: center;">【所要時間の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料作成に要した時間ではなく、実際に電話連絡等を行った時間を所要時間とすること ・電話連絡等に要した時間、相談援助内容等の記録を必ず残すこと <p>〈例〉 （資料作成時間）13：00～14：02（1時間2分） （電話の対応）14：04～14：26（所要時間：22分） →「所要時間1時間未満」で請求</p>	

		<p>(資料作成時間) 13:00~13:57 (57分) (電話の対応) 14:04~15:26 (所要時間:1時間22分) →「所要時間1時間以上」で請求</p> <p style="text-align: right;">【支給決定市町村】</p>	
17	<p>保育所等訪問支援について、新型コロナウイルス感染症を予防するために保育所・学校等から訪問を断られた場合において、音声通話、Skype等の方法により可能な範囲で支援の提供を行ったときは、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬を算定することが可能か。</p>	<p><u>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点のため、訪問先の判断で訪問が出来ない場合には、従前より保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前月の利用回数を限度として訪問先と電話等により支援の提供を行った内容をもって、報酬算定可と取り扱います。</u></p> <p>報酬算定を行う場合は、利用者負担が発生することについて、あらかじめ保護者等への説明と承諾書(事後可)の提出をしてもらってください。</p> <p>※承諾書は別紙参照。</p> <p>【具体的な手続き等】について NO8を参照</p> <p style="text-align: right;">【支給決定市町村】</p>	